

昭和村 農業委員会だより

第9号

2021.6

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

Showa-mura Agriculture Committee

CONTENTS

家族経営協定	2
あなたのトラクター・農作物 狙われているかも！	3
農地パトロールを実施します	4
農地中間管理機構	5
農地許可申請の受付締切日	6
農業委員会での審議結果	7



撮影 林 隆志さん

あなたのトラクター・農作物 狙われているかも!

全国的にトラクター等の農業機械の盗難が多発しています。
盗難を防止するため、農業機械の適正な保管について、以下を参考に
対策を講じられるようお願いいたします。

徹底すべき対策



- 田畑や駐車場に農業機械を放置せず、**鍵のかかる倉庫に保管**しましょう。
- 農業機械にエンジンキーをさしたまま放置せず、農業機械を離れる際は**必ず施錠**しましょう。



有効と考えられる対策



- 農業機械に警報器、ハンドルロック、タイヤロック等の盗難防止用品の装置。
- 倉庫等に防犯灯(センサー付きライト)、防犯カメラ、防犯警報器等の設置。
- ステッカー等でトラクターに目印をつけましょう。**

盗難被害に対する備え



- 農業機械の盗難等を保証する共済や保険等の加入の検討。
- 農業機械の**車体番号・型番が記載された書類の保管**。
- 万が一の盗難に備えGPS発信器の利用を検討。

盗難に遭った場合の対応

- 速やかに最寄りの警察署等に届け出るとともに、農協や販売店に情報共有することで、盗難機械の流通を難しくし、盗難防止に繋がります。
- 見慣れない不審な車両を見かけたら、ナンバーを控えておくことを習慣にしましょう(犯人検挙に繋がる可能性があります)。
- 犯人を見つけても、追い詰めるのは危険です。警察へ連絡をしましょう。

新しく結んだご家族



大河原
林 美之さん
経営主夫婦-後継者

家族皆で農業で良かったと思える様により良い経営を作って行きたいと思えます。



赤谷
徳江 豊さん
経営主夫婦-経営主の母

家族経営協定を結んだので、個々の負担を減らしてみんなで協力していきたいと思えます。



松ノ木平一
瀬下 悦弘さん
経営主夫婦-経営主の母

本協定により、豊かな農業経営を目指していきます。

協定締結までの手順

1 家族で話し合う

農業経営や生活について話し合い、現状を確認する。

2 対策を考える

取り決めの内容や共通の目標を立てる。

3 協定を結ぶ

協定書を作成する。

4 協定の実行と見直し

定期的な締結した内容が実行されているかチェックし、必要に応じて新たに合意した項目や内容を追加する。

◎ご不明な点は、お近くの農業委員または農業委員会事務局に、お気軽にご相談ください。

わが家は

家族経営協定

を結びました。

農業委員会では、農業経営者やその家族が将来に希望を持ち、安心して農業に従事できるように、家族内のルールを作る家族経営協定の締結を推進しています。

今年で20回目を迎えた「昭和村家族経営協定式」ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、前回と同様に調印式を行わず、農業経営の分担や家事業の分担を定めた協定書を各家庭ごとに調印し、協定を結んでいただきました。今回は、3組(新規2組・再締結1組)が協定を締結し、家族経営協定家族の総数は161組となりました。



取り決め内容例

- 農業経営の方針
- 労働報酬
- 労働時間、休日
- 労働面の役割分担
- 生活面の役割分担
- など

農地パトロールを実施します

農地パトロール（利用状況調査）とは、遊休農地の把握と発生防止、農地の無断転用の防止等を図るため、農地法第30条の規定に基づき実施することとなっております。本村では毎年8月に全農地の利用状況の調査を行っています。

調査方法は、農地を見回り、耕作の状況などを見て、「遊休農地（荒廃農地）」になっていないかどうかを判断します。その際、農業委員が農地へ立ち入ることなどがありますので、ご理解ご協力をお願いします。



草刈り・耕起等で農地に復元しやすい状況（安全管理）



山林化し始め農地に復元するのが比較的難しい状況

農地の適正管理のお願い

農地を放置すると雑草・雑木の繁茂や害虫の発生などで周辺農地や近隣住民の迷惑となる可能性があります。農地の保安全管理は所有者の責任です。遊休化（荒廃化）させないためにも、耕起や草刈りを行うなど、日頃から農地の保安全管理に努めて下さい。

農地所有者のみなさまへ

遊休農地の放置は次のような生活環境の悪化につながる恐れがあります。

- 1 害虫の発生原因となる
- 2 周りから見えにくくなり、猪や鹿などの有害鳥獣の住処や行動範囲を広げる原因となる
- 3 ごみの不法投棄の場所になりやすい
- 4 枯れ草などにより火災の誘発原因になる
- 5 景観を損ねる



※荒れた農地を放置しておくと、将来、固定資産税が増額される可能性があります。遊休化（荒廃化）の恐れのある農地は、今から対策を検討しましょう。

自分で管理できない場合は

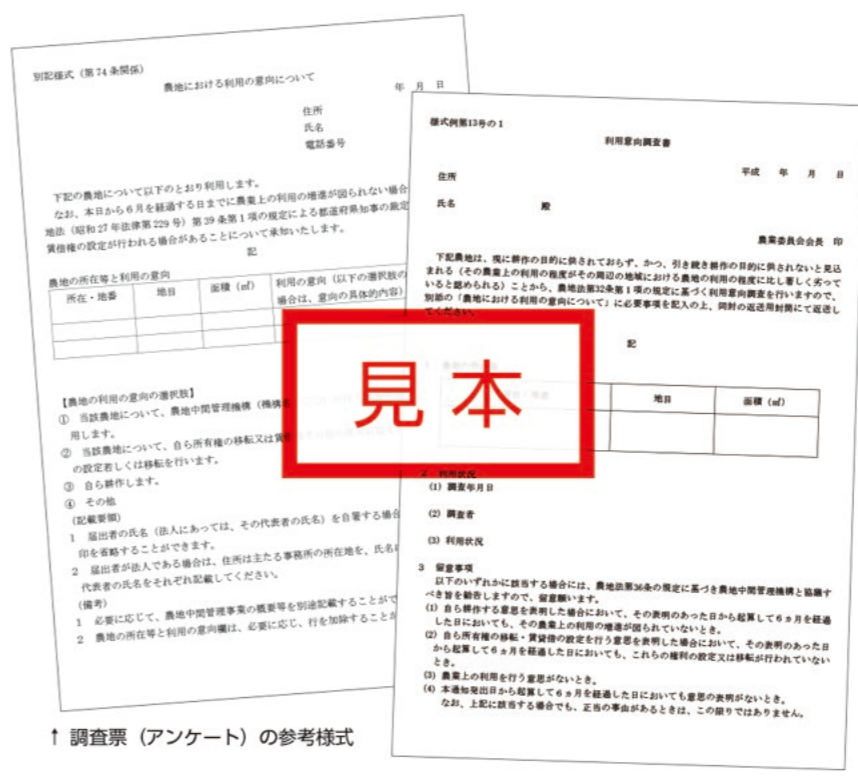
所有（管理）者自身で土地を管理できない場合は、親戚や地域の農家等へ管理を依頼する、または、群馬県農業公社【農地中間管理機構】や昭和村シルバー人材派遣（昭和村社会福祉協議会）等の外部に農作業委託をする方法もあります。 ※料金負担あり



利用意向調査（アンケート）にご協力下さい

農地パトロールの結果、「遊休農地」と判断された農地については、農地法第32条の規定に基づき、土地所有者等に、その農地の農業上の利用の意向について調査（利用意向調査）を行うこととなります。

利用意向調査では、所有者に「自ら耕作する」、「自ら買い手あるいは借り手を見つける」など文書でこれからの農地利用の意向を確認いたします。時期については、毎年11月以降となりますので、調査の際にはご理解とご協力をお願いします。



↑ 調査票（アンケート）の参考様式

**農地の貸し借りの新しい制度をご活用ください
あなたの大切な農地を
農地中間管理機構へ**

「農地中間管理事業」は、公的機関である農地中間管理機構が農地を貸したい農家から借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手等へ貸し付ける制度です。



農地を貸したい方
農業振興地域内で耕作可能な農地に限り
● 規模縮小を考えてる方
● 農地の受け手を探してる方
● 農業経営のリタイアを考えている方
※相談・お申し込みは市町村窓口へ

【出し手農家のメリット】
● 公的機関が農地を預かるので安心です。
● 契約期間終了後には、確実に農地が戻ります。
● 賃貸料は機構から口座振込されるので、確実に支払われます。
● 農地中間管理機構に農地を預けることにより機構集積協力金*が受けられます。（要件有）

農地を借りたい方
● 経営の規模拡大を目指す方
● まとまった農地で効率経営を目指す方
● 新規に農業参入を目指す方
※利用には応募が必要です
※機構または市町村へ応募してください

【担い手農家のメリット】
● 複数の出し手農家の農地を借りても、機構のみの契約となり、賃借料の支払いの手間が省けるので便利です。
● まとまった農地を借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です。

*機構集積協力金…地域集積協力金（地域の一定割合以上を機構に貸し付けた場合）、経営転換協力金（経営転換・リタイアする農業者等）

農業委員会での審議結果 (2020年4月～2021年3月末)

2020年4月～2021年3月までの間、農地法に基づき申請された審議件数は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)			利用権設定 (農業経営法強化によるもの)		
売 買	21件 (26筆)	67,738㎡	賃 借 権	7件 (23筆)	106,107㎡
賃 貸 借	0件 (0筆)	0㎡	使用賃借	0件 (0筆)	0㎡
使用賃借	0件 (0筆)	0㎡	計	7件 (23筆)	106,107㎡
交 換	3件 (5筆)	10,226㎡	(うち新規 19筆 70,931㎡)		
贈 与	4件 (20筆)	50,887㎡	(うち中間管理機構活用 4筆 8,258㎡)		
遺 贈	1件 (3筆)	19,521㎡			
公 売	0件 (0筆)	0㎡			
競 売	0件 (0筆)	0㎡			
計	29件 (54筆)	148,372㎡			

農地転用 農地法第4条 (農地転用をするが権利移動を伴わないもの)					
農業用施設用地	2件 (2筆)	1,390㎡	車 庫 用 地	0件 (0筆)	0㎡
住 宅 用 地	2件 (2筆)	674㎡	資材置き場用地	0件 (0筆)	0㎡
宿 舎 用 地	0件 (0筆)	0㎡	太陽光発電施設用地	1件 (1筆)	2,052㎡
駐 車 場 用 地	2件 (3筆)	3,430㎡	計	7件 (8筆)	7,546㎡

農地法第5条 (農地転用し、権利移動を伴うもの)					
売 買	6件 (8筆)	3,249㎡	贈 与	2件 (3筆)	391㎡
賃 貸 借	6件 (8筆)	11,973㎡	計	22件 (27筆)	18,807㎡
使用賃借	8件 (8筆)	3,194㎡			

内 訳

農地法4条・5条 転用内訳					
農業用施設用地	2件 (2筆)	1,390㎡	商業用施設用地	1件 (2筆)	3,199㎡
住 宅 用 地	16件 (19筆)	5,933㎡	住民センター用地	1件 (2筆)	657㎡
駐 車 場 用 地	6件 (7筆)	10,175㎡	軽石採取用地	1件 (1筆)	2,807㎡
太陽光発電施設用地	1件 (1筆)	2,052㎡	通 路 用 地	1件 (1筆)	140㎡
			計	29件 (35筆)	26,353㎡

農地のあっせん申出	7件 (11筆)	43,997㎡
-----------	----------	---------

農地の賃借料情報について

農地法第3条許可や農用地利用集積計画の公告により、令和2年1月から12月までの1年間に効力の発生した村内農地の賃貸借における賃借料情報を公表します。農地の賃借料を決定する際の参考としてご活用ください。

昭和村農業委員会調べによる令和2年の賃借料水準

	平均	最高額	最低額	データ数
畑	30,000円	40,000円	30,000円	61筆
水田	—円	—円	—円	—筆

※水田データはありませんでした。(10aあたり/年)

農地法許可申請の受付締切日

事前相談は毎月15日まで

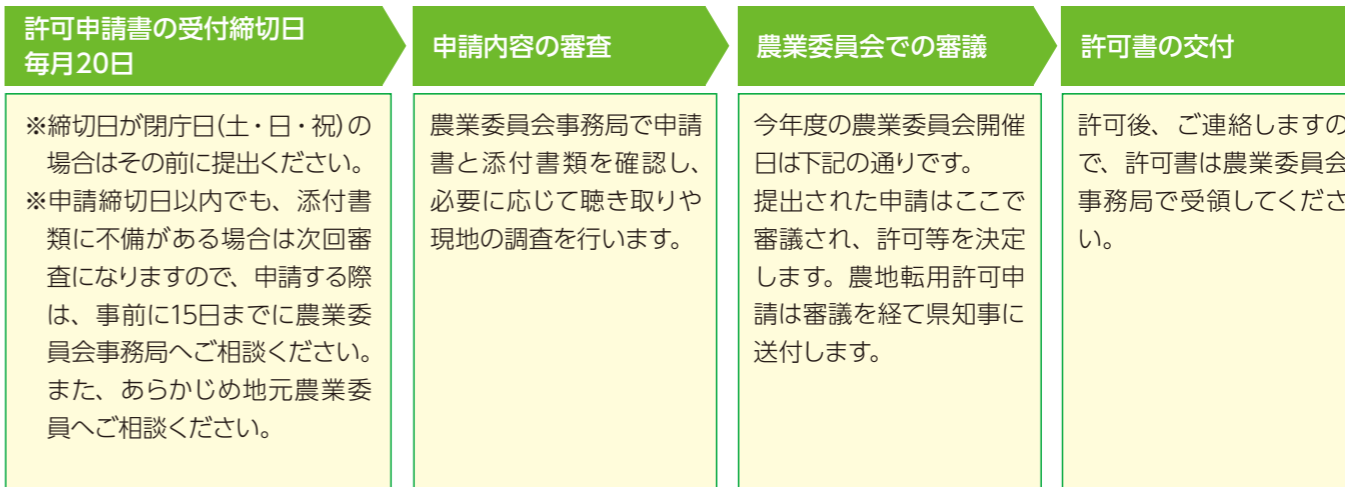
毎月20日

農地を転用等する場合、農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行くと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きしましょう。

※農地法許可申請
 ◇農地法3条…農地の所有権を移転する場合
 ◇農地法4・5条…農地を宅地等に転用する場合

手続きの流れ

まずは農業委員会事務局にご相談ください。



2021年度 農業委員会開催日及び許可申請受付締切日スケジュール

申請締切日	開催日	申請締切日
第25回農業委員会	2021年 4月12日(月)	2021年 3月19日(金)
第26回農業委員会	2021年 5月12日(水)	2021年 4月20日(火)
第27回農業委員会	2021年 6月 4日(金)	2021年 5月20日(木)
第28回農業委員会	2021年 7月 8日(木)	2021年 6月18日(金)
第29回農業委員会	2021年 8月10日(火)	2021年 7月20日(火)
第30回農業委員会	2021年 9月 3日(金)	2021年 8月20日(金)
第31回農業委員会	2021年10月 8日(金)	2021年 9月17日(金)
第32回農業委員会	2021年11月10日(水)	2021年10月20日(水)
第33回農業委員会	2021年12月 7日(火)	2021年11月19日(金)
第34回農業委員会	2022年 1月12日(水)	2021年12月20日(月)
第35回農業委員会	2022年 2月 9日(水)	2022年 1月20日(木)
第36回農業委員会	2022年 3月 4日(金)	2022年 2月18日(金)

2021年度の農振除外申請の締切日は **2021年10月29日(金)** です。

農作業についてのお願い

農繁期を迎え、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生
の原因となります。

また、梅雨に入り、長雨・ゲリラ豪雨などの天候不順や台風
なども懸念されるため、下記の注意点について、今一度ご理
解とご協力をお願いいたします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつま
り水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界
内での耕作をお願いします。

また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の
設置などをお願いします。

●廃ビニール等の使用後について

農作業で使用した廃ビニール等を畑の周りに置いておくと、大
雨時に道路や水路等に流出し、思わぬ災害となります。

また、ガードレールにかけておくと、強風時に飛ばされ、こち
らも思わぬ災害となりますので、廃資材の管理には気をつけて
いただきますようお願いいたします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出
る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を
走行するようお願いします。

やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに
片付けていただきますようお願いいたします。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせ
するなど、生活環境に十分配慮してください。

また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際
には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努め
てください。

●畑の管理について

耕作するためにロータリー等をかけた畑は、土がやわらか
くなっており、大雨時には土が流出しやすいため、トラク
ターで畑を踏んでいただくなど、土の流出防止に努めてい
ただきますようお願いいたします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係
するものもあります。他人に迷惑をかけないよう注意し農作業を行ってくだ
さい。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。

※畑を貸している方につきましては、小作人の方へも上記注意事項を周知して
いただきますようお願いいたします。

昭和村役場 産業課 TEL : 0278-24-5111 FAX : 0278-24-5254

編集後記

この体制での農業委員会も今期で最後の一年となります。残りの任期の
間も昭和村の農地、そして農業を守るため頑張っていきたいと思
います。

また、依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は終息の気配
を見せず、困難を与え続けるでしょうが、国民全体に食への関心につ
いては農業への関心を呼び起こさせるきっかけになっていると思
います。

コロナ対策をしっかりして体調や事故に気をつけて、今年も頑張りま
しょう。(石井 秀樹)



土壤消毒(クロルピクリン剤)・
除草剤の使い方に気をつけて!



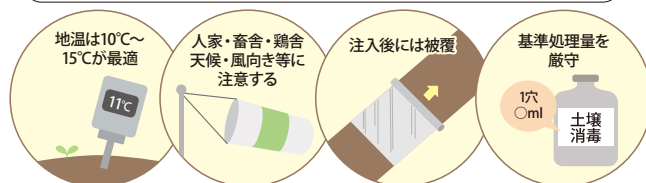
おとなりさんも一生懸命作っている野菜です!

▼被害にあった事例▼



土壤消毒の影響で手前が枯れてしまったホウレン草

土壤消毒(クロルピクリン剤)を使用する際の注意点



■飛散(ドリフト)防止対策の必要性

飛散した農薬が近隣の出荷間近の農作物に付着す
ると、その作物に適用のない農薬はもちろん、適用
がある農薬でも残留基準を超えてしまう恐れがあり
ます。このような場合、**飛散を受けた作物の生産者
は、自らの責任が無いにもかかわらず出荷禁止と
なってしまうため、細心の注意が必要です。**

■飛散(ドリフト)低減の具体策

単独の対策ではその効果に限りがあるため、いくつ
かの対策を合わせて十分な効果を得る必要があります。

- 1 散布時の風向きと風速に注意する
- 2 散布圧力、風量に注意する。散布ノズルの交換
(ドリフトレスノズル)
- 3 ほ場の端での散布は特に注意する
- 4 遮蔽シート・ネットの設置や緩衝地帯・
障壁作物の設置
- 5 近接作物生産者相互の連携

農地を守り担い手を応援する専門情報誌

全国農業新聞



週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく!

●購読料 1ヶ月 700円(個人負担:350円)

※ 村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希
望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。